

後期高齢者医療制度からのお知らせ

◎『年金天引き』から『口座振替』に変更することができます

後期高齢者医療の保険料を年金からの天引き（特別徴収）で納めている方、またはこれから年金天引きになる方は、申請により、年金からの天引きを中止し口座振替に変更することができます。

▶申請に必要なもの

本人の保険証、振替口座の預金通帳と届け印

4月からの変更を希望する場合は、1月23日(金)までに市役所、またはお近くの支所で申請をしてください（年金からの天引きは4月から中止となり、口座振替の開始は7月からになります）。

また、申請については、2月以降も随時受け付けていますが、年金からの天引きの中止には、申請から2・3カ月かかりますのでご了承ください。

保険料は税金の控除の対象になります

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象になります。

保険料を『年金天引き』または『本人の口座から納めている場合』は、本人の控除の対象になります。

また、本人以外の口座振替に変更した場合、口座名義人の控除の対象になります。

◎1月から窓口負担割合が3割→1割に変更される方がいます

現在、医療機関での窓口負担割合が3割の方のうち、次の要件に当てはまる方は、平成21年1月から1割負担になります。

【要件】 次のすべてに当てはまる方です（該当と思われる方には、個別にお知らせをお送りしています）

- ①同じ世帯内に、後期高齢者医療制度の被保険者が一人である。
- ②同じ世帯内に、70～74歳の方が住んでいる。
- ③上記①と②の方の収入※の合計額が、520万円未満である。

※収入とは、前年（平成19年）の所得税法上の収入金額（退職所得に係る収入金額を除く）であり、必要経費（公的年金等控除や給与所得控除など）や所得控除を差し引く前の額です。

◎75歳になる月の自己負担限度額が調整されます

月の途中で75歳になって後期高齢者医療制度に移り、その月に高額な医療費がかかった場合、移る直前に加入していた医療保険制度と後期高齢者医療制度のそれぞれの制度で自己負担限度額を支払う方がいました。

平成21年1月から、月の途中で75歳になった場合、誕生日前後の医療保険制度で自己負担限度額がそれぞれ半額になります。

なお、平成20年4月から12月までに、月の途中で75歳になった方も対象になりますので、自己負担限度額を超える額を支払った場合は、超えた額を支給します（対象者にはお知らせします）。

【例】 Aさん74歳単身者（2月生まれ）で区分『一般』の場合

	1月	2月	3月
国民健康保険 被用者保険	自己負担限度額 44,400円	自己負担限度額 22,200円	
		↓ 75歳で移行	
後期高齢者医療制度		自己負担限度額 22,200円	自己負担限度額 44,400円

※外来の場合も同様に半額になります。

※『現役並み所得者』『区分Ⅰ』『区分Ⅱ』の区分の方も同様に半額になります。

問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）
国保・年金グループ（☎052137）